

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第

卷四十三第

行發日一月三年七和昭

（禁 轉 載）

論 叢

官吏の俸給 法學博士 神戶 正雄
魚 食 論 法學博士 財部 靜治
統計系列論に於ける一課題 經濟學士 蜷 川 虎三

時 論

軍事費の支辨方法 經濟學博士 沙 見 三郎
金再禁後の爲替相場 經濟學士 谷 口 吉彦

研 究

紀州家名目金 經濟學士 菅野和太郎
長期景氣波動と世界恐慌 經濟學士 柴田 敬
助郷制度に就いて 經濟學士 黒羽兵治郎

說 苑

世界不況^{對策としての}國際貸付銀行案 經濟學士 松岡 孝兒
印度鐵道の世界的地位に就て 經濟學士 金持 一郎
世界經濟論の對立に就て 經濟學士 名和 統一

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

經濟論叢

第三十四卷 第三號 (通卷第貳百壹號)

昭和七年三月發行

論叢

官吏の俸給

神戸 正雄

緒言

さきに官吏の恩給に就いて説きたる際に、其が、全俸給の一部を成すものだといふことを説いた。随ふて恩給を明かにするが爲めにも、先づ官吏の俸給自體の本質を明かにしなければならぬ。今日我邦にては、恩給の改正を目論見つつあるが、改正すべきものは獨り其のみには止まらず、俸給自身をも改正しなくてはならぬ。最近には之が減額のみ行ふたが、更に原則上の改正をも行はなくてはならぬものがあるのではなからうか。恐らく時勢の變化は之にも手を着けざるを得

ざらしめる。さりとて、之が急進的の變革も穩當ではあるまいし、其を如何に改正すべきかは當面の一問題でなければならぬ。茲に俸給の本質及高さについての原則を研究するのは、之が改正の爲めの一の參考資料を供せんが爲めである。

第一段 官吏俸給の本質

(一)官吏俸給の内容——通例、官吏の俸給といへば、本俸、年功加俸、加俸、在勤俸、職務俸などを概稱するけれども、廣くいふと其他に、旅費¹⁾、就任轉任費²⁾(我邦にては旅費中に入れて居る)、交際費³⁾(我邦にては在勤俸、交際手當にて支給されて居る)、葬式費補助⁴⁾(我邦にては死亡賜金として給される)などの如き特別費用の賠償をも含めて良く、尙又、休職給⁵⁾、恩給⁶⁾、扶助料⁷⁾、賞與をも含めて良い。

(二)官吏俸給の觀察點及意義——官吏の俸給には二の觀察點が成立し得る。通例此二のものを併せ考へるけれども、其の何れか一方のみから見る人もある。矢張り此二の見地ともに之を考慮の外に置いてはならない。二の觀察點とは曰く、國法上の其れ、曰く、國民經濟上の其れである。前者よりすれば俸給とは、官吏の地位に相當したる生活資料であり、後者よりすれば、官吏の勤務に對するの報酬であり一の勞賃である(註一)。前者からすれば、國家が官吏をして其全力を國務に貢獻せしめるが爲めに其の生活を保障するものであつて、其々の地位の高下を計り、歴史的並に現

1) Köppe, Besoldung und Besoldungspolitik. (Hdwb. d. Stw. 4 Aufl. II) S. 607. Roscher, Fw. 5 Aufl. II. S. 158. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 121.
2) Jéze, Cours élémentaire de science des finances publiques. 1931. p. 137. Köppe, ebenda. Roscher, ebenda. Bela Földes, ebenda.
3) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 230. Köppe, ebenda. Roscher, a. a. O. S. 158-9. Jéze, l. c. p. 137.

實的に在るが儘の彼等の體面を維持するだけのものを其時、其處の物價にも應じて與へなければならぬといふことになる。後者よりすれば、事務の輕重、難易、繁閑を斟酌して定められ、其人の功績、勤惰などによりても差等づけられ、需要供給の關係上、官吏に相當の人を得られるだけの報酬を拂はなくてはならず、つまり、外部の、即ち地方團體の公吏や、民間に於ける民吏などとの競争關係をも考へて相當に給與しなければならず、茲にも物價事情に相應するやうに定めらるべきものとなる。往々にして此見地から官吏の生産費に相當したるものが、俸給から償はれなくてはならぬともいふが、其の中に就き官吏の勤務中並に退官後の生活費は通例の俸給及恩給の中に必然に含まれることになるけれども、其人の教及養育費の元利消却までも計算するに至りては六つかしい。又、之をも計算して追加するとすれば、官吏の俸給を以て官吏の地位に相當した生活費だとして、其意味が單に官吏本人のみの生活費でなく、其普通大の家族の其をも含ましむるのと併せて考ふると、二重の計算をすることにもなつて過大である。特に官吏に人を得難き特殊事情あれば或底まで二重の恩典をも考へなくてはならぬが、官吏にては多くは生産費として彼自らの教養育費を償はぬ度のものを與へても容易に十分に其人を得らるのであるから、其れほどのことをするには及ばぬ。但し、官吏の俸給があまりに薄くなつては、後にもいふやうに、賄賂收受の弊とか、貧民出身者が官吏になれぬといふやうな弊をも生ずるから、其等の弊を救ふに足るだけの事は用意しなければならぬ。

4) Bela Földes, a. a. O. S. 121.

5) Jèze, l. c. p. 135.

6) 7) Jèze, l. c. p. 135. Lotz, a. a. O. S. 228. Bela Földes, a. a. O. S. 121.

8) Köppe, a. a. O. S. 603. Lotz, a. a. O. S. 229. 231. Jèze, l. c. p. 131.

9) Köppe, a. a. O. S. 603. Lotz, a. a. O. S. 229. Wagner, Fw. 3 Aufl. I. S. 344. Bela Földes, a. a. O. S. 120.

(註一) エングリスが、官吏の地位を抽象的に定める規範としては、需要原則と、報償原則とを考慮せなくてはならぬといふのは此にいふ二の見地に相應する。¹⁵⁾

第二段 官吏俸給決定の原則

上にいふ如くに、官吏の俸給は國法上、及國民經濟上の見地を併せ考察して意義を附せらるべきものとすれば、之が高さを決定するについても、當然に此二見地から出發しなければならぬ。そして其の二の見地からして出たるものを併せ用ゐなくてはならぬといふことになるの外ない。

(一) 國法上の見地からして——官吏の俸給としては其れのみにて官吏が官吏自身及其普通大の家族の爲めに其地位に相當したる生活を營むに足るだけのものを與へられなければならぬといふ原則を生ずる。此原則の意味並に之からして派生する施設を考へて見ると、

(A) 地位相當の生活資料——別に官吏の勤務の價值(報酬)にも相當しつつ、其者の地位相當の生活資料といふものを官吏に與へなくてはならぬといふことは、矢張り其國其時代の官吏として相當なる生活といふ、歴史の產物たる之が標準をも考へなくてはならぬことになるし、又、略ぼ同等の公吏民吏と比較しての均衡をも考へなくてはならぬ。此後者との均衡を失して官吏俸給が不十分といふときには、官吏に適任者を得ないといふことにもなるし、¹⁷⁾ 又は其に相當の人が得られ¹⁸⁾ たとしても、其人が賄賂を收受するやうな弊に陷る危険が多い。さういふことの起らぬだけの給

10) Lotz, a. a. O. S. 228. 230. Englis, Die öffentlichen Ausgaben. (Hdb. d. Fw. I.) S. 329.

11) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 49.

12) Lotz, a. a. O. S. 230.

13) Köppe, a. a. O. S. 608. Englis, a. a. O. S. 329. Wagner, a. a. O. S. 372-373. Roscher, a. a. O. S. 159. Jèze, l. c. p. 137.

與はしなければならぬ。また一般に勤勞者の待遇の改善されざる社會にては、官吏の俸給は民間給料の模範¹⁹⁾となるべきものだといふこともあつて、其等を考へるときには、上官者になると、可なり高い俸給をも拂はなくてはならぬやうにも考へらるるが、併し一般に官吏には、特に上級官吏には、俸給の外に、位階勳等の表彰を受け、又は受ける可能性があり、社會的にも或度の尊敬を受けるので、つまり無形の所得が伴ひ、其地位が概して民吏よりも確實であり、且つ恩給等の保障も厚いといふこともあつて、其れだけに民吏(公吏)に比して割合低い俸給にても人を得ることの六つかしくないといふことがある。²⁰⁾併し官吏でも地位の低いものには此利益が薄いから、其俸給は自ら民吏の給料に近づくことになる。²¹⁾かくて上級官吏ほど俸給が割合に低くなつて居る。其だからして國家は永い間には良き有能の人を集め得ずして其不利を受けることになるのだといふ見解もあるが、日本などではまだ之を認めることは出来ぬ。其處で俸給の最低の處は自ら民吏との振合に従つて定めるともいふが、又むしろ民吏の給料の標準ともなるべき點からして之を自主的にも考へて決しなくてはならぬといふことになる。此終りの點からして之を何の邊に定めるかといふと、其は精密には之を定めることは甚だ六つかしい。抽象的にいへば其國其時代の文化人としての最低度の生活資料といふことになるが、其具體的の指示は六つかしい。或は所得税の免稅點が其れだとして、我邦今日では一千二百圓度のものとしてはともいふが、見様によりては其れでも不十分、二千圓はなくてはならぬともいふ。或は逆に六百圓でも十分だともいふ。元來、

- 14) Lotz, a. a. O. S. 233.
- 15) Englis, a. a. O. S. 329.
- 16) Köppe, a. a. O. S. 605. Roscher, a. a. O. S. 158. Eheberg, a. a. O. S. 49.
- 17) Roscher, a. a. O. S. 157.
- 18) Köppe, a. a. O. S. 605. Lotz, a. a. O. S. 236. Jèze, l. c. p. 131.
- 19) Köppe, a. a. O. S. 603. Wagner, a. a. O. S. 344.

人の生活費には絶対的の最小限度はない。文化的の生活にてといふても可なり伸縮自在なものである。たゞ同等級の他の人々の生活が豊かなれば、其れだけなければ不満足を感じるけれども、他の同級人の生活が低ければ、其と均しく低いのなら辛棒出来る。實際にも恐らくは理想よりは低くなつて居らうが、其れでも相對的には十分とし得る。上級者には其に比しては相當に高くせられることになるけれども、上にいふやうな譯で、民間に比しては低くなつて居り、又其れで差支ない。併し其民間との差があまりに甚しきに過ぎるやうでもある。随つて其點からしては上級官吏の俸給を上げなければ均衡取れずともいふが、其は我邦などでの民吏の給料が高過ぎるのであり、彼等高級民吏の給料はむしろ之を削つて、其下級民吏、労働者の待遇を厚くしたが良い。改むべきは高級官吏の俸給よりも、高級民吏の給料である。そして、時勢の變は益々其の只さへ割合に低き所の高級官吏の俸給をも一層に低下して、下級官吏の其との開きを少からしめなくては濟まぬ勢にある。或は高級官吏たる大臣などには交際費が多くかかるから可なり高額の俸給を與へなくてはならぬともいふが、斯の如きは際限もなきことであつて、相當に切り詰めるのが時勢に順應する所以である。其點は後に重ねていふ。

(B) 私有財産の有無不考慮——次に官吏の俸給は、官吏が其のみにて相當の生活を爲し得る資料でなければならぬ。つまり彼が副業を爲し財産を所有して其等の収入にて補充しなければ生活し得ぬといふのでは不充分である。尤も副業については、我邦の服務規律にては、營業會社の社

- 20) Moll, Lehrbuch. S. 157. Bela Földes, a. a. O. S. 120. Roscher, a. a. O. S. 159. Tyszká, Fw. 2 Aufl. S. 63. Eheberg, a. a. O. S. 50. Jéze, l. c. p. 138-9.
21) Eheberg, a. a. O. S. 50.
22) Köppe, a. a. O. S. 605.

長又は役員、取引相場會社の社員、商業の經營者、給料者たることを禁止して居るけれども、其れでも本屬長官の許可あれば或度まで此等の或ものも務め得るし、内職仕事をしたとて其まで禁止はされて居らぬ。此許されたる程度の副業にての補充は大して問題とするには足らぬほどのものだが、茲に大な問題は官吏の財産についてである。勿論、官吏に財産を有つな、其から収入を舉ぐるなどはいへぬと同時に、官吏は無財産であつてはならぬといふことも出来ぬ。むしろ官吏には有産者も無産者も一定の他の條件に合する以上、平等に採用せられなくてはならぬ。其れでこそ公平無私なる官吏を構成し得る。處で其官吏中にて財産を有つ者は無産者たる官吏に比しては少き俸給にても相當の生活が出来得る。極端をいへば無給としても良いとも見られる。實は名譽職は此を假定して居るのであるが、近代的な職業官吏にては無財産にても務まり得るやうにしてあり、又有財産者にても無財産者なみに平等に支給してある。²³⁾之を若も財産ある者には無産官吏よりも俸給を低くするとしたときには、有産者が名義上無産者となり、其の有つ財産を他人名義に換えるといふやうなこともなるし、薄給だからといふので、其埋合せとして職務を濫用して収入を計るといふ弊も生ずるし、²⁴⁾彼是れ弊害の生ずるのを避けるが爲めに、財産の有無に拘らず均等に俸給を與へ、以て忠實に職務を盡さしめやうとするものである。且つ有財産者には低給といふ制度が立つときには、財政が動もすれば窮迫し、今日のやうな赤字時代ともなれば殊更にさうだが、さなくとも用心深き當局家が餘裕を作らうとして、低き俸給にて足るやうな有産者の

23) Eheberg, a. a. O. S. 48-49.

24) Terhalle, Fw. S. 58. Köppe, a. a. O. S. 6x8. Jêze. l. c. p. 131.

子弟を官吏として多く使ふやうになり、無産者は官界から排斥せられることとなり、茲に官吏、随つて行政が富者の獨占となり、富者行政といふことになる。²⁶⁾今日、我邦にて銀行會社の人の採用に可なり此傾向が強、爲めに人才を逸して其經營を過まるもあり、又貧者たる青年の反感を深めつつもある。營利會社は自業自得としても、公明正大なるべき政府には斷じて此弊に陷るのを許してはならない。

(C) 普通大の家族の生活保障——官吏俸給は官吏其人の生活資料たるのみでなく、彼が有つを例とする普通大の家族の、地位相當の生活資料をも含めたものでなければならぬ。段々と時勢の變は、生活程度の向上となりて家族支持が困難となり、可なり長く獨身生活を續けるものが多くなりつつあるけれども、其は決して望ましき状態ではなく、官吏に多くかかる状態を見るに至りては、痛ましき事としなければならぬ。即ち官吏にも相當の年頃になれば妻を有ち、小供を育て得るやうな餘裕を有たせなければならぬ。随つて俸給は此點を考慮して定められなければならぬ。たゞ往々にして官吏にも非常に澤山の小供を有ち、係累者を有つて苦しむがある。此に對しては其家族係累者の少き者に比して俸給を一層厚くしてやらなければ、對等の生活が出来ぬことになる。茲に於てか之を救済する爲めに、本俸の外に家族手當を定め、家族の數に應じて之を給することも出来る。²⁷⁾獨塊などには之が規定もあるけれども、²⁸⁾そして其は官吏の地位相當の生活支持といふ見地からいへば當然のことでもあるけれども、²⁹⁾我邦の如く國土狹小、人口過多の處にては、

25) Moll, a. a. O. s. 157.

26) Köppe, a. a. O. S. 605. Lotz, a. a. O. S. 226. Jèze, l. c. p. 132.

27) Bela Földes, a. a. O. S. 121. Jèze, l. c. p. 137.

28) Köppe, a. a. O. S. 617.

29) Englis, a. a. O. S. 329.

今日はむしろ各人に産兒についての自制を望ましとするに於て、かかる多産獎勵施設は慎重に考慮しなければならぬ。普通大の家族支持の程度にて俸給を支給し、あとは各人の自制、努力に待つのが至當であると思ふ。或は俸給を以て官吏の勤務に對する報酬といふ見地からすれば、獨身者たる官吏と、多數の家族を有つ官吏との間に、等差をつける理由なしともいふが、³⁰⁾其は此際には採用し難い。官吏俸給としては矢張り、報酬といふ元素の外、地位相當の生活維持といふこともありて、此點からしては、家族の多少を考慮して宜しいのである。たゞ其家族の多少を、我特殊人口事情の下に精密に考慮せず、單に大局の上から普通大の家族を標準として一率に支給しやうといふのである。勿論此點については見解が立場の異なるによりて分立するであらう。又我邦について見ても、事情の變化は他日、反對の規定を至當とすることにもならう。そして理想は何れにありやといへば、勿論此家族の大きさを斟酌して定めるのにありて、其の行はるるに至ることは最も望ましく願はしきことである。我國にては今日、外交官のみに之を考慮して居る(妻加俸)。

(D) 場處に因る物價事情の相違の斟酌——俸給が官吏の地位相當の生活資料を給するものとすれば、そして此が近代財政の特徴として、貨幣によりて支給さるるに於ては、官吏の任地の物價事情の異なることを考慮に入れて之を支給しなければならぬ。³¹⁾特に官吏が自分の勝手に任地を定めるといふことでも出來れば、此點から來る苦痛は斟酌せずとも可なりともいへるが、併し其選擇自由の制限されたる事情の下に、尙更らに此場處的貨幣價值事情の相違を考慮に入れなければならぬ。

³⁰⁾ Lotz, a. a. O. S. 229.

³¹⁾ Roscher, a. a. O. S. 158. Englis, a. a. O. S. 329. Jèze, l. c. p. 137.

らない。各地にて物價事情が異るといふても、最著しき相違を見出すのは家賃であり、此は略ぼ同等の家屋としても各地の間に可なりの開きを見る。其れで特に本俸の外に、住宅料を加給し³²⁾其に地方により等差をつけるといふことも出来、或は屢々官舎³³⁾を給するといふことも行はれる。併し此官舎を給せられるの結果、上級官吏にありては公私混淆に陷るの弊を伴ひ、下級者にありては同級者隣接住居となるの外なく、其爲め却つて私交を害するやうな事を引起すこともあり、彼是れ考慮すべきものが少くない。更に或は住宅費のみでなく、一般に物價、随つて生活費に相違を來たすことを考慮して、本俸の外に在勤地手當(我邦にて在勤俸といふ)を與へ、³⁴⁾勿論、同等官吏にしても在勤地によりて之が差等を附しても宜しい。此は現に獨、奥にも行はれて居る。³⁵⁾或は同一の趣旨からして、別に在勤俸に依らずして、單に一定の俸給のみ支給し、在勤地によりて同等の官吏に支給する階級を異にし、物價高き地の官吏には、其低き地の其よりも幾級か高き俸給を給與するとしても良い。

(E) 時間的物價及生活程度變遷の斟酌——官吏の地位相當の生活資料といふものを給するについては、時の進みによりて一般社會の生活程度の向上するに伴ふても、之に應じて段々と俸給を上げるといふことが肝要である。²⁶⁾併し反面にはかかる前提を認むる以上は、生活程度の下向したる場合之に應じて俸給を引下るを至當とすることにもなる。此はあり得ぬ場合のやうにも見ゆるが、今日の此大戰後の不況時代には、實際歐米諸國にて大勢幾らか生活程度の下降といふことが

32) Wagner, a. a. O. S. 368. Lotz, a. a. O. S. 230. Köppe, a. a. O. S. 607.
33) Wagner, a. a. O. S. 371. Roscher, a. a. O. S. 166. Köppe, a. a. O. S. 607.
34) Köppe, a. a. O. S. 607. Wagner, a. a. O. S. 369.
35) Köppe, a. a. O. S. 610. 617.
36) Wagner, a. a. O. S. 366.

認めらるる。我邦にても亦た之を認めない譯には往かない。そして又、官吏の俸給は物價の騰貴に際しては之と並行するやうに適當に引上げなくてはならない。³⁷⁾さうでなくては彼は其の低かりし時代の生活をつづけることが出来ない。勿論、其反面には、此物價が下つたとすれば、又之に應じて適當に引下げられて然るべきである。併し事實上、官吏の俸給令を頻繁に改變することは煩に堪へず、物價の變動にも拘らず、可なり長き時の間、固定不動となるを例とするので、官吏は或時は生活が樂になり、他の時には苦しくもなる。其れで之を緩和し平準する爲めに、我邦にて從來行はれたのは、物價が著しく上つて從來の俸給があまりに價値の少きものとなつたときには之を改正して引上げ、反對に物價が著しく下つたときには更に之を改定して引下げたのであるけれども、斯の如き方法に依るときは、其改定の行はるるまでの間、官吏が過當に樂を爲し又は苦しむといふことにもなり、其の改定されたのが物價の上下の度合に適切なものといふことも出来ず、此にも不公平が存し、更に其改定された當時には此が公平適切なものとしても、間もなく又事情に不適切なものとなつてしまう。其れで此は矢張り物價、反面からいへば貨幣價値の變動に順應せしめるやうにし、³⁸⁾其には物價指數を基準として可動的のものとするのが一番可能的であり又公正である。此方法とても勿論絶對完全ではない。若干の不滿はあるけれども、比較的には他に勝りて公正に近い。或は一定の實物(例之、米)を俸給とすべしとか、之にて其一部を支給せよとか、或は之が價格を標準として貨幣にて支給せよとかいふもあるが、今日之を行ふといふことに

37) Roscher, a. a. O. S. 160. Wagner, a. a. O. S. 366. Jèze, l. c. p. 137.

38) Lotz, a. a. O. S. 229. Terhalle, a. a. O. S. 55.

39) Wagner, a. a. O. S. 371.

つては、其中の實物支給は煩に堪へぬのみならず費用をも多からしめる。一物の價格を標準として貨幣にて支給する方は實行は容易で、費用もかからぬが、此れだと物價指數によるよりもより多く不公平になる。此物價指數による計算法は實は俸給のみでなく、租税にも公債にも恩給にも行はれ得るものであり、財政に於ける一般的制度として考慮しなければならぬ。或は物價變動の困難、特に其騰貴の場合の官吏の困難を除く爲めに、本俸は其儘としつつ、別に臨時物價騰貴手當を給するといふことも出来る。⁴⁰⁾ 此とても十分といふことは六つかしく、勿論、物價騰貴の可變的程度に適切なるものたることは出来ぬ。又此が興へらるるときは兎も角、官吏の満足を買ふけれども、之を廢止するときには苦情を伴ふといふこともある。或は英國のやうに俸給を本俸とボーナスとに分けて、後者を物價に順應せしめるといふことも出来るが、本俸が固定するだけにては、全き俸給が物價に追隨するに於て不十分である。尤もかかるボーナスのないには勝つて居る。或は特に下級官吏の爲めに、俸給の外に、住宅衣服を供し、食物までも供することがあり、⁴²⁾ 或は衣服費の給與さるることがあり、⁴³⁾ 或は特殊官吏、例之、山林官の如きに、薪炭の實物を供することもありて、⁴⁴⁾ 其結果は、彼等をして其々の物の價格の騰貴からして受くる困難を避けしむるに至るけれども、之を廣く一般官吏、特に高級官吏に及ぼすことは出来ない。此等の中以上、高級の官吏にありては其俸給には可なりの餘裕があつて、其の需要する衣食住其他の物品につき、等差階段が多いのであり、彼等の生活に自主自制的餘地を残すことは、彼等の地位を向上

40) Bela Földes, a. a. O. S. 121.

41) Munzer, Dynamischer Staatshaushalt. S. 50.

42) Wagner, a. a. O. S. 371.

43) Köppe, a. a. O. S. 607.

44) Köppe, a. a. O. S. 607. Bela Földes, a. a. O. S. 123.

せしめる所以であるとして保存したきものもあるから、夫の方法を彼等に及ぼすことは躊躇すべきである。併し官吏の高級者と下級者との俸給の開きが段々少くなつて、官吏一般の需要する物品に間隔の少くなる時世ともならば（そして其は良かれ悪かれ其方へ向ひつつあるのが大勢であるが）、此實物支給が多く、廣く行はれることにもなるであらう。更に官吏の物價騰貴にて困るときに、政府からして官吏へ無利子の貸附を行ふといふことも出来る。其例は奥にありて（註二）、其は一時的の救済に止まるけれども、そして借りたる後に於ける官吏の生活を苦しめるといふことになるけれども、彼の困難を或度まで緩めるの效果はある。我邦にても預金部資金を此種の救済に利用することを考へても良い（今日差當つて此が必要ではあるまいが、他日官吏の困る時代に際したときには之を實施したら良からう）。

（註二） 奥にては、官吏自身の責に因らざる困難、乃至、豫想外の原因による其に際し、無利子にて四年内の期限つきにて俸給の半年分以内の貸付が政府から與へられる。

（二）主として國民經濟上の見地より、併し同時に前記國法上の見地をも併せ考慮して——官吏の俸給は、其地位と勤務の輕重、難易、繁閑とを斟酌して相當に段階づけられ、年功、勤惰、功績、能力などによりて昇進の途が開かれなければならぬといふことを大事な原則とする。次に之を細説する。

（A）俸給の段階及間隔——俸給については階段を止めて均一とせよといふ考方もあり得る。人格は平等だとすれば、其れで良く、又其を至當とするやうでもある。併し實際、人の能力には可な

りの等差がある。そして平凡人は得易いが、拔群者、有能者は得難い。此能力に應じて官吏の間に地位に等差をつけ、事務の輕重、⁴⁶⁾難易、繁閑によりても差等をつけてやるのが公正である。

(註三)。地位の高下と事務の輕重とは物の表裏の關係にあつて、同一事であるが、地位高く重き事務に當る者は其低き地位の輕き事務に當る者に比して俸給の高かるべきことは、經濟上、仕事の價值から見て當然であり、國法上、上官が下官を統制する上からも必要である。⁴⁷⁾そして高き地位に上るのは、通例、年功を積んだ後のことであり、人は初には獨身、段々と婦を娶り、小供が出來、其の教育費も嵩み、結婚の支度をも要するやうになるので、高き地位の者により高き俸給を給するのが生活の自然にも適合するといふものである。⁴⁸⁾又此段階があつて段々昇進の希望もあるといふ事が、官吏をして事務を忠實に精進せしめるやうに刺戟する所以でもある。⁴⁹⁾斯く段階があり、昇進の途の開けて居ることは至當であるけれども、併し其開きは出來るだけ少くする、即ち上限と下限とに大して開きのないことが、民衆時代には相應して居る。⁵⁰⁾或國或時代には高級官吏に非常に高い俸給を與へたこともあるけれども、今日の民衆國にては高級官吏の俸給は段々と削られ、下級官吏のを段々と引上げるのが大勢である。⁵¹⁾あまり大な開きのあることは、下級者の反感を刺戟することにもなり、其は社會平和の爲めに望ましくない。そして高級者としては、金銭上の所得は大して多くなくとも、無形の名譽、力によりて満足することが出來るであらう。

(註三) ケツベは、國法上の見地からしては、官吏の俸給の高さは、勤務の繁閑、難易又は輕重により定めらるべきでないといふけれども、他方、經濟上から見れば當然之等を考慮して定めなければならぬ。其が其官吏勤務の價值に應ずる所以

46) Eheberg, a. a. O. s. 49. Lotz, a. a. O. S. 237. Wagner, a. a. O. S. 348. Köppe, a. a. O. S. 607.

47) Lotz, a. a. O. S. 237.

48) Köppe, a. a. O. S. 607.

49) Lotz, a. a. O. S. 237. Köppe, a. a. O. S. 607. Jèze, l. c. p. 137.

50) Moll, a. a. O. S. 155. Roscher a. a. O. S. 152.

である。そして此勤務の輕重はやがて地位の高下と大體並行するが、繁閑といふと、宮内官の一部の如きは仕事の比較的閑なることが考へられる。難易の點からいふと、技師には特殊の難しい仕事に當るといふことを考へることが出来る。

(B) 俸給間隔の均衡——俸給は上にいふやうに官吏の間に段階をつけるとして且つ其間隔は出来るだけ少くするとして、さて其間隔には均衡あることが望ましい。⁵⁴⁾さうでないといふより下の段階から上の段階へ進むに際し、甲の邊で進むものと、乙の邊で進むものとの間に、等差の甚しいといふことは、其小さい方の者に於ける不快感を刺戟し、彼等の忠實精勵を妨げることになるからである。

(C) 俸給昇進可能と昇進期間の均衡——俸給に段階をつけるとして、官吏は之につき昇進可能性を有たなければならぬ。勤務の年を経るに隨ひて、即ち年功によりて昇進し得るやうにならなければならぬ。⁵⁵⁾此は何處にても通例相當に考慮する所だけれども、特に此點については英國が最良く之を行ひ、此處にては規則正しく年功によりて昇進し得ることに、なつて居るといふことである。⁵⁶⁾年功のみによりて昇進させ、能力働き振りなどを一切考慮せぬといふは、官吏の努力を進め、有能者を集める所以ではないけれども、年功といふことも亦之を等閑にしてはならぬ。年功によるといふことは、一面、年と共に經驗智識を積む所以でもあつて、其年功者は自ら其仕事の質の良好を示すともいへるし、之によりて矢張り彼の忠誠努力を刺戟するにも足り、又一般に官吏の年と共に其生活規模の擴大するのにも應ずる所以である。だからして年功による昇進は勤務報酬の趣旨にも合し、相當生活維持の原則にも適うのである。それから其昇進の爲めの期間に均衡あることが望ましく、或處には早く、他の處には遅く昇進するが如きことなきを望ましとす

51) Bela Földes, a. a. O. S. 126.

52) Jéze, l. c. p. 139.

53) Köppe, a. a. O. S. 6034

54) Wagner, a. a. O. S. 352.

55) Eheberg, a. a. O. S. 49. Lotz, a. a. O. S. 230. Wagner, a. a. O. S. 348. Köppe, a. a. O. S. 607. Englis, a. a. O. S. 39.

る。往々にして、俸給各級間の間隔の異なる爲めに、其に應じて昇進期間を斟酌することによりて均衡を得しめやうとするけれども、即ち金額に於ける間隔の小さい處には早く、夫の間隔の大きい處にては之に應じて遅く昇進せしめることが行はるるが、初めよりして、夫の金額に於ける各級間の間隔を異にしない方が勸むべきである。尙ほ又、昇進は年功を原則とするけれども、之のみによるときに、愈々益々官僚の弊を生ずるから、矢張り別に、能力及勤め振りに應じて特別に早き昇進の例をも開くことが、能率發揮の上から勸めらるる。

(D) 報償的な特別俸給——官吏の俸給を以て地位相當の生活資料とするよりは、むしろ其の勤務の報酬といふことの見地から、其勤務に相當の價值を認めて特別報償たる俸給を與ふことがある。此見地よりして、俸給の全部(或は殆んど全部)を之に依ることもあり、又、普通俸給の外に此の如き性質のものを與ふこともある。前者の例は、舊時に其例多かりし、手数料を凡べて當該事務當局の官吏の収入として別に政府より俸給を支給せざるものの如きであり、此の如きは國庫統一の現代には不適當なる方法として排斥しなければならぬけれども、其遺物が今尙ほ一部(全部ではない)、獨逸などの大學教授の聽講料収入に残つて居る。此も段々と退却の傾向ありとの事で、既に或國例之、埃にては之を廢し、獨にても其一部を國庫に收むるもありといふ事である。尙又、今日にても佛國にては收稅吏登記吏には別に最低俸給の保障はあるけれども、其主たる収入は其取扱高により段階づけられたる賞與だといふことである。⁵⁶⁾ 仕事の實績を舉げしむる獎勵にはなるけれども、其爲め官吏の品格を低下し、收稅吏の場合の如きには苛斂誅求に陥らし

56) Köppe, a. a. O. S. 618.

57) Roscher, a. a. O. S. 167. Lotz, a. a. O. S. 230 Köppe, a. a. O. S. 606.
Bela Földes, a. a. O. S. 124.

むる弊もあるから感心し得ない。特に其仕事の取扱高の大小といふものが、官吏の働きにのみよ
りて生ずるのでないから、かかる制度の下には官吏の間には不公平なる分配を來たすといふことも
ある。尙今日、例之、統計局の一定調査票の計算事務の如きに、臨時、出來高拂の俸給が行はる
るといふことだが、其は全く例外的の處置であつて、俸給といふよりは、勞賃ともいふべく、恐
らく人件費からでなくして、物件費として取扱はれることとならう。第二種のもの、即ち普通俸
給の外に、特別價值を認めて支拂はるる報酬としての俸給たるものは、年功によりて昇進する普
通俸給の外に、一定長年期以上勤めたる老功者に對して與ふる年功加俸⁶⁰⁾の如きは最著しきもので
ある。其は我邦にも通例行はれて居る。此外に、仕事及能力の拔群者への特別加俸⁶¹⁾といふことも
問題になる。或は此方は勳章だけで済まして良いかも知れぬ。併し事情によりては加俸による
のが、獎勵上有效かも知れない。それから特別の功績又は勤勉を認めて機會的に賞與⁶²⁾を與ふるこ
ともあるが、此も一部は勳章によりて代り得る。或はかくの如き特別少數人への特別の賞與でな
く、總花的に殆んど凡べての(一定條件に合したる)官吏に一般的に之を與へ、其間に特別の功績
勤勉を認めて若干の差等を附することも出来る(同趣旨にて別に勤勉手當の制がある)。我邦にて
は一般に此が行はれ、俸給の殘から支出されて居るが、一廳の中では相當公平に行はれて居て
も、省、廳の異なるものの間に、可なり大なる不均衡のあるのは遺憾である。尤も或度までは職務
の繁閑、難易による差等が、恰かも此によりて補償されて居るといふことはある。或は、特別危
險を伴ふ地にある官吏に特別手當を給する例もある。更に或は俸給を本俸と職務俸とに別けて、

58) Köpp, a. a. O. S. 618.

59) Bela Földes, a. a. O. S. 123.

60) Bela Földes, a. a. O. S. 121. Lotz, a. a. O. S. 230. Köppe, a. a. O. S. 607.

61) Bela Földes, a. a. O. S. 121.

62) Wagner, a. a. O. S. 349.

職務俸にて職務の繁閑による報償の差等をつけて居るもある。⁶³⁾此も我國にて例之、大學教授の講座俸の如きに行はれて居るが、廣く行ふには適しない。往々にして税關吏に逋脱罰金の一定歩合を賞與とし與へるといふことが行はれるけれども、そして其は取締に熱心ならしめるの效はあるけれども、官吏の品位を落し、又彼自身の働のみに因らざる偶然の出來事によりて賞與に多少を生ずるといふ不公平もある。

結 論

以上要之、官吏の俸給は廣義にては通例、俸給と稱するものよりも廣く、恩給や扶助料やなどをも含み、賞與、其他の諸給をも含み得るので、内容は雜駁なものである。そして此には二の觀察點、國法上のと國民經濟上のとがあつて、前者よりすれば俸給は官吏の地位に相當したる生活資料であり、後者よりすれば官吏の勤務の報酬である。此二のものは實際には併せ考慮して俸給が定められ、第一の見地を基準として、何としても、官吏には、其のみにて彼及其普通大の家族が其地位相當の生活を營み得るだけのものを與へなければならぬが、尙其上に、此見地とそして特に第二の見地とからしては、其地位と勤務の輕重難易繁閑とを斟酌して相當の階段をつけ、年功、勤惰、功績、能力などによりて昇進し得るやうにせられなければならない。段階の間隔は出来るだけ小さく、且つ其均衡を得たものたること、昇進の期間も亦た均衡を失はざることが望ましい。其外にも官吏の勤務の特別價值に對する特別報償の途が開かれて良く、更に時間的及場處的の物價事情の變化又は相違につきても相當の考慮を拂ふことを忘れてはならない。

63) Bela Földes, a. a. O. S. 121.

64) Bela Földes, a. a. O. S. 123.